

平成十九年十月九日受領
答弁第六五号

内閣衆質一六八第六五号

平成十九年十月九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出主務官庁としての文部科学省の日本相撲協会への監督責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出主務官庁としての文部科学省の日本相撲協会への監督責任に関する質問に
対する答弁書

一について

文部科学省としては、財団法人日本相撲協会（以下「協会」という。）に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十七条、文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成十二年総理府・文部省令第四号）等に基づき、定期的に事業報告書、収支決算書等の資料の提出を受けるとともに、必要に応じ報告を求め、これらを踏まえて必要な指導監督を行っているところである。

二について

文部科学省としては、御指摘の「時津風部屋力士死亡問題」については、平成十九年六月二十九日に報道により御指摘の力士の死亡の事実を把握し、その後、同年九月二十六日には協会に対し本件に係る詳細な事実関係を整理するよう指示したところである。また、同月二十八日には、協会に対して、警察の捜査と並行して真相を究明し、文部科学省に報告すべきこと等を指導したところであるが、御指摘の力士の死亡理由等については、現時点では協会から報告を受けておらず、引き続き協会において調査が行われてい

るところと承知している。

三について

文部科学省としては、御指摘の「時津風部屋力士死亡問題」について、二についてで述べたとおり、平成十九年九月二十八日に協会に対して、警察の捜査と並行して真相を究明し、文部科学省に報告すべきこと等を指導したところである。

四について

文部科学省としては、二についてで述べた調査の進展を踏まえて、協会において今後十分な説明責任を果たしていくべきものと考えている。

五について

文部科学省としては、協会及びその代表者である北の湖理事長は、御指摘の「時津風部屋力士死亡問題」に係る真相を究明し、その結果を踏まえて、関係者に必要な処分を行うなどの措置を講ずるとともに再発防止策に取り組む責務があるものと考えている。